

平成29年度第2回奈良県人権施策協議会 議事録要旨

1 開催日時

平成29年11月2日（木） 10:30～12:00

2 開催場所

奈良県文化会館 地下1階 多目的室
奈良市登大路町6-2

3 出席者

委員：寺澤委員(会長)、野口委員(副会長)、千原委員、村上委員、渋谷委員、松田委員、須藤委員、阿古委員、岡下委員

事務局：梶田くらし創造部長、堀川教育次長、福井人権・地域教育課長、細井人権・地域教育課長補佐、矢富人権施策課長、高塚人権施策課長補佐、松浦国際課長補佐、平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長、柳原障害福祉課長、筒井長寿社会課長、井勝地域包括ケア推進室長、金剛女性活躍推進課長、正垣子育て支援課長、奥田こども家庭課長、松木保健予防課長補佐、中野学校教育課参事、村嶋人権・地域教育課係長

4 議題

- (1) 奈良県人権施策に関する基本計画の推進について
- (2) 平成29年度「人権に関する県民意識調査」の実施について

※配付資料

平成29年度第2回奈良県人権施策協議会 出席者名簿・配席図

奈良県人権施策協議会委員名簿

事前質問一覧

訂正箇所一覧

資料1. 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画

資料2. 「奈良県人権施策に関する基本計画」各分野別関連指標の推移

資料3. 人権相談件数等の推移

資料4. 奈良県人権施策協議会規則

「人権に関する県民意識調査」について

人権に関する県民意識調査 ご協力をお願い

5 議事内容

◎開会挨拶（梶田くらし創造部長）

この「意識調査」の実施にあたっては、前回5月の協議会で、平成20年度に実施した意識調

査からの経年比較を行うことで、これまでの人権施策の効果検証を行うとともに、平成16年に策定した、本県の中長期的な人権施策の指針となる「奈良県人権施策に関する基本計画」改定に向けた基礎資料にしてまいりたいと考えている。

本日はこの調査実施について、報告させていただくこととしている。

また、昨年は「障害者差別禁止法」、「ヘイトスピーチ対策法」、さらに12月に「部落差別解消推進法」の人権に関わる3つの個別法が施行された。県においては、これを一つの契機として捉え、「相談体制」の強化・充実を図るとともに、法の趣旨を普及させるためのリーフレットや研修用教材の作成、また、広報媒体なども活用し、県民への啓発に取り組んでいく。

来年度に予定している「奈良県人権施策に関する基本計画」の改定については、これらの3つの個別法に対応した施策や、今回実施する「人権に関する県民意識調査」の結果や分析を反映し、進めてまいりたいと考えている。様々なお立場から忌憚のないご意見をいただきたい。

◎会長挨拶（寺澤会長）

皆様お忙しい中、人権施策協議会にご出席いただき感謝申し上げます。

会場の使用時間が正午までとなっているので、円滑な議事進行にご協力いただきたいと思います。

◎議題（1）奈良県人権施策に関する基本計画の推進について

◇事務局（高塚人権施策課長補佐）から資料1に基づきポイントを説明

○人権施策に関する概況について（2016（平成28）年度の主な取組）

・学校における人権教育の取組の充実について

「人権教育の推進についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン」に沿って、また、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」（文部科学省）に留意し、人権教育の取組充実を図っている。また、2015（平成27）年度までに県内の小・中・高等・特別支援学校に配布した人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進を図っている。

・人権に関する指導者「人権パートナー」の養成と活用について

地域における人権のまちづくりに向けた取組の核となる人権に関する指導者の養成とその効果的な活用を図るため、人権パートナー養成・活用事業を実施した。

・人権相談の充実について

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談機関相互のネットワーク化を進め、国や市町村などの公的機関やNPO等、114機関で構成する「なら人権相談ネットワーク」において、各機関の連携・協力を図った。

・スポーツ組織と連携した人権啓発事業の実施について

2016（平成28）年度は、県内のプロサッカーチーム「奈良クラブ」と連携・協力し、そのホームゲームやスポーツ教室において人権啓発活動を行った。その結果、青少年や地域社会に人権尊重の意識の普及を図ることができた。

- ・「奈良県児童虐待防止アクションプラン」の推進について

2013（平成25）年度に策定した第2次「奈良県児童虐待防止アクションプラン」に基づき、これまでの取組である児童虐待防止のため、県民の意識啓発のためのオレンジリボンキャンペーンの実施、子育て支援プログラムの実践者の養成などの各種事業を継続して取り組んだ。

- ・障害者の虐待防止・権利擁護の推進について

2012（平成24）年10月1日、障害のある人の権利擁護を目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行に伴い、障害者虐待に関する通報・相談窓口として、県に「奈良県障害者権利擁護センター」を、各市町村に「市町村障害者虐待防止センター」を設置した。

- ・障害者スポーツ・アート交流事業の実施について

スポーツや美術・音楽・演劇・身体表現などの文化芸術活動を通じて、障害のある人とない人が交流し、理解を深め合うための取組として、「奈良県障害者スポーツフェスティバル2016」、「奈良県障害者芸術祭HAPPY SPOT NARA 2016—2017」を開催した。

- ・「奈良県障害者計画」の推進について

2014（平成26）年度、障害者基本法に基づく「都道府県障害者基本計画」と障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」を「奈良県障害者計画」として一体的に策定し、「障害のある人が暮らしやすいと感じることができる奈良県」を目標に掲げるとともに、「Ⅰ 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる包括的な支援」、「Ⅱ ライフステージを通じた切れ目のない支援」を基本的な考え方として施策の推進に努めた。

- ・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」、「奈良県手話言語条例」の施行について

県では、2014（平成26）年度に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を制定し、2016（平成28）年4月1日に全面施行した。さらに「奈良県手話言語条例」を制定し、2017（平成29）年4月1日に施行した。今後、条例の普及・啓発に積極的に取り組んでいく。

- ・「高齢者居住安定確保計画」の推進について

「バリアフリー化」「サービス付き高齢者向け住宅の登録の基準」「高齢者居宅支援体制の確保の為に必要な施策」等について取りまとめた「高齢者居住安定確保計画」を策定し（2014（平成26）年9月）、施策の推進に努めた。

- ・自殺対策強化事業の実施について

県では、「奈良県自殺対策基本指針」に基づき、「ならこころのホットライン」を精神保健福祉センターに設置し、電話・来所相談による自殺予防のための相談支援体制を整備しているほか、一部の市町村でも臨床心理士を配置し、住民のこころの健康相談を実施している。また、「若者のこころの健康づくり大学連携モデル事業」、自死遺族支援等を実施している。

- ・多発するヘイトスピーチへの対応について

2015（平成27）年5月に野党各派から「人権等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」が提出され、検討が始まった。こうしたことを踏まえ県としては、国に対して、法規制の検討も含めた実効性のある対策を講じるよう要望した。

- ・「奈良県犯罪被害者等支援条例」の制定について

県では、「奈良県犯罪被害者等支援条例」を制定し、2016（平成28）年4月1日に施行し

た。また、9月に「奈良県犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪に遭われた方やそのご家族の被害の早期回復や軽減を図り、再び平穏な生活を営めるよう、この計画に基づき必要な施策を進めていく。

- ・性的マイノリティの理解に向けた取組について

「どのような性で暮らし、誰と生きていくか」ということは、尊重されるべき基本的人権であり、性のあり方に関わって課題が顕在化してきた状況を踏まえ、相談があった場合、適切に対応できるような研修の実施や啓発に取り組んだ。

○人権施策に関する概況について（2017（平成29）年度の主な取組）

- ・「人権に関する県民意識調査」について

人権問題に対する県民意識を把握し、人権施策推進の基礎資料とするためアンケート調査を実施するものである。調査対象は県内在住の満18歳以上の方とし、対象者数は前回協議会でご提案をいただいたとおり、3,000人としている。

- ・県立学校における手話通訳者派遣事業について

県立学校における聴覚障害のある保護者が参加する学校行事等に手話通訳者を派遣する。

- ・家庭教育支援チーム構築支援事業について

すべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域において保護者が家庭教育や子育てについて学べる学習機会を提供したり、相談対応を行うなどの家庭教育支援活動が広く展開されるように、地域人材を活用した家庭教育支援チームの構築を支援する。

- ・人権ユニバーサル事業について

国・県・関係団体が連携協力して新たな人権課題に対する啓発を行うため、講演会等を実施する。

- ・「浄水場施設公開」について

普段なにげなく使っている蛇口の向こう側の世界を広く県民に紹介することで、どのような処理工程を経て、安全でおいしい水道水が作られるかを、実際に見学してもらい、水道に対する理解を深めてもらうとともに、水道をより身近な者に感じて水の大切さを学んでもらうイベント（10月開催）において、人権啓発冊子・物品の配布による人権啓発を行う。

- ・企業等連携による女性の活躍推進事業について

県内に女性活躍の機運を高め、企業・事務所等に就労継続・再就職等の具体的な取組を働きかけることにより、女性の希望をかなえ、女性が活躍できる環境を整備する。

- ・女子大生のためのキャリア形成・県内就職促進プロジェクトについて

女子大学生が身近なロールモデルや、多様な働き方、奈良県で働く魅力について学び、自身のライフプランの具体性を高めるとともに、将来、県内で就職し、活躍し続ける意識を醸成する。

- ・女性起業家販売促進支援事業について

女性が起業後に直面する最も重要な課題である販売促進・売上確保のための手法をセミナーで学ぶとともに、県が提供するチャレンジショップや無料のWebツールにて広報や試行販売を行うことで、商品開発・価格設定などの仮説検証の場を提供する。

- ・スクールカウンセラー高校全校配置事業について

高等学校全校にスクールカウンセラーを配置し、各校の教育相談体制の強化を図り、不登校等への支援を行う。

- ・県立学校による地域との協働推進事業について

生徒が主体的に企画した地域や地元企業と協働する取組を支援する。

- ・県内大学生による学習等支援事業について

南部・東部地域の小・中学生を対象に県内大学生を派遣し学習支援等を実施する。

- ・高齢者活用・現役世代雇用サポート事業について

高齢者の就業場所の確保に向け、人手不足分野を中心に求人の掘り起こしを行い、高齢者とのマッチングを行う。

- ・障害者歯科医療歯科医師研修事業について

障害者（児）の歯科治療の受け皿を増やすため、歯科医療専門職を対象に障害者の歯科治療に関する研修を実施する。

- ・再被害防止対象者に対する防犯対策（避難先の確保）について

再被害防止対象者等の避難先を確保し、中長期的避難に係る資料等を公費負担し経済的な負担を軽減しつつ、再被害防止対象者等の安全を確保する。

- ・再被害防止対象者に対する防犯対策（遠隔操作カメラ監視システム）について

再被害防止対象者等の安全を確保する遠隔操作カメラ監視システムの整備をする。

◎各委員からの質問に対して、担当課から回答

◇資料1.「水平社博物館前での差別街宣」の記載方法について

（渋谷委員）

・資料1の3ページ下から15行目「本県でも2011（平成23）年1月に水平社博物館前で差別街宣が起きました。」と記載されているが、本県で起こったヘイトスピーチが、これ以外にも確認されているのであれば、「本県でも2011（平成23）年1月に水平社博物館前で差別街宣等が起きました。」とするなどした方が良いと考える。

事務局（高塚人権施策課長補佐）

県としては、明らかにヘイトスピーチに該当すると確認できているものとして、資料記載の水平社博物館前での差別街宣を挙げている。この差別街宣を本県におけるヘイトスピーチとして例示・記載させていただいた。昨年度の協議会で委員からもご指摘があったように、団体や個人に対する差別的な誹謗中傷は存在していると認識しており、引き続き国に対しては、実効性を伴った法整備について要望を続けてまいりたいと考えている。

◇資料1.「帰国・外国人児童・生徒への日本語指導のための教員配置（51校）」について

（渋谷委員）

具体的に、どのような児童・生徒に、どのような配置がなされているのか。また、支援が必要な子ども達に、十分な措置がなされているか。

（堀川教育次長）

小・中学校に関しては、日本語指導の必要な児童生徒が奈良県内の小・中学校に編入した日から2年間、日本語指導の初期対応として、週に4時間から6時間の非常勤講師を配置している。

予算の都合上2年間という期限があり、3年目以降の継続した配置ができていないことなどもあり、今後も予算確保に向けて努力していきたい。

そして、高等学校について、本県では帰国子女に対する入試を実施しており、その制度により入学した生徒に対して、日本語指導や母語指導のため、週に1時間から5時間の非常勤講師を配置している。

(中野学校教育課参事)

奈良県では、県立学校における帰国生徒・外国人生徒に対する教育の充実を図るため、平成28年度から「帰国生徒・外国人生徒支援員」を設置している。現在、外国籍の生徒あるいは外国にルーツを持つ生徒が多く在籍している県立大和中央高校に1名配置しており、具体的には授業の通訳支援や学習、進路指導の補助といった学習のサポートだけでなく、生活環境や慣習、文化などの違いに戸惑う生徒に対する生活相談も行い、彼らが他の生徒と同様の教育が受けられるよう、支援している。

また、特別支援学校に在籍する外国籍の生徒に対しても同様の支援制度があり、日本語の理解力が十分ではないことから、学校教員だけでは十分な教育活動が展開できず、保護者とのコミュニケーションも困難な外国籍生徒が通う3つの特別支援学校（二階堂養護、西和養護、明日香養護）にもそれぞれ1名ずつ支援員を配置して、日本語を上手に話せない、分からない児童生徒への指導、教科の内容を理解できるようなサポートを行っている。

◇資料1. 障害者芸術・文化祭の記載について

(村上委員)

国民文化祭と障害者芸術・文化祭を一体開催するテーマの4つ目として、「4 障害のある人となない人の絆を強く文化の力で新たな関係をつくる」を掲げている。

この事業が「奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画 2017（平成29）年度版」に全く記載がないのは、どうしてか。

事務局（高塚人権施策課長補佐）

指摘のとおり、「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催」事業については、資料1の「奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画」の（五）障害者 イ 「ふれあいの機会の拡大」に記載する事業である。お詫びして追加をさせていただく。

◇「奈良県障害者芸術祭 HAPPY SPOT NARA」について

(村上委員)

今年度、全国障害者芸術・文化祭の事業として16事業が実施されている。その成果を来年度以降に活かしていくことがより重要となるが、どのように考えているのか。

(平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長)

今年度奈良県において、「国民文化祭」と「全国障害者芸術・文化祭」をこの9月1日から11月30日まで全国で初めて一体開催をしている。その趣旨と成果を今年度限りの一過性のものとす

るのではなく、従来から奈良県独自の事業として実施している「奈良県大芸術祭」と「奈良県障害者芸術祭」において、どのように取り込んでいけるかを来年度に向けて、障害福祉課などと共に検討を進めていきたいと考えている。

以上

(千原委員)

これまで奈良県の人権施策においては、子どものいじめがあまり取り上げられていないように思う。いじめの実態は非常に複雑で、多様な施策が必要になると思われる。

県の学校教育委員会などは学校現場に対して指導を行い、現場の先生方もいじめに対して熱心に取り組んでいただいている。しかし、学校側だけでは解決する問題ではないので、人権施策課の方でもご支援賜りたい。

(寺澤会長)

千原委員の意見について、努力をしていただきたいと思う。

◎議題(2) 平成29年度「人権に関する県民意識調査」の実施について

◇事務局(高塚人権施策課長補佐)から概要説明

前回5月に開催しました当協議会において、意識調査の実施について、専門部会を設置し、平成20年度に実施した意識調査をベースとし、経年比較を行うことを基本としたところ。

これまでに、専門部会を2回開催したほか、随時、部会委員同士、また県を交えての意見交換を実施してまいった。

それらの議論を踏まえて、先般委員の皆さまに、「人権に関する県民意識調査ご協力のお願い」とした調査票をお示しさせていただいた。作成にあたっては、平成20年度に実施した同様の調査結果との経年比較を勘案したほか、最近の近隣府県における同種調査なども参考に、性的マイノリティなど新たに社会問題として顕在化してきている人権課題について尋ねるなど、議論を重ねてとりまとめたものとなっている。

今後については、今月中頃に調査業務の入札を執行し、今月中の調査票発送を予定している。

また、今年年内いっぱいを目途に調査票を回収した後、分析作業に取りかかり、来年3月開催予定の第3回目の協議会において、その内容について報告させていただく予定である。

◎各委員からの意見等

(村上委員)

経年変化を見るということで、問1・問2・問3の質問については、質問項目は前回のものと変わっていないように思うが、これについても経年変化を見ることになるのか。

事務局（矢富人権施策課長）

問1「今の社会についてどのように思いますか」との問いについて、設問については、全ての内容は、20年度の内容とは少し変えている。

問2の「自分自身をどのような人間だと思いますか」との問いについては、A～Eについては継続になる。20年度については、他にも設問項目があったが、これについては削除をしている。

経年比較として見る分については、A～Eという制度にしている。

問3については、「人権差別に対してどのように思いますか」という人権意識に関する問いになる。これについて、新規の項目としては、B、E、F、G、H、I、J、K、Mになる。これについて新たな設問項目として、経年比較を見るような設問の体系にしているところ。

基本的にはこの内容で、調査票として実施をしたいと人権施策課としては考えている。

（渋谷委員）

平成20年度との経年比較ということで、問1・問2・問3について何をどのように変更したのかが分からないと、それで良いかと言われても、なかなか判断するのが難しく思われる。

事務局（矢富人権施策課長）

基本的には、設問の項目の変更については、平成20年度と比べて、表現を変えているということであり、経年比較を見ることは可能であるような設問の仕方になっている。大きくは、人権侵害や人権意識の現状把握という、人権課題をどのように認識されていますかということに関しての経年比較をするという趣旨での項目の設定であり、経年比較自体も20年度からは見ることができるような設問にしている。

ただ、20年度と今年度との比較表を一度お作りして、各委員の皆様に配布させていただきたいと思う。

（野口副会長）

問1などについては、人権意識の考え方や県民の理解というものを測定しようという趣旨で、いくつかの他の意識調査の結果などを踏まえて設定した経緯がある。

（寺澤会長）

一つ心配になるのが、11月中には調査を実施しないと、3月にはとても間に合わないということである。そのような時期に関して、心配がある。

（梶田くらし創造部長）

私の理解としては、前回の意識調査と今回の意識調査で、経年変化を見るという観点を重視する。その観点を踏まえて、今日の社会情勢・社会背景を加味して、専門的な専門部会で検討をしていただいたと思っている。ただし、渋谷委員がおっしゃられたように、どのように変化しているのかは説明不足の部分だと思う。そこはご理解をいただきにくいところになっている。

経年変化を率直に求めるのであれば、同じ項目で調査を行えば良い話である。ただ、ご承知をいただいているとおり、社会情勢は変わっていく中、我々がつかみたいものがあり、それを専門部会の方で練り上げていただきたいと思っている。

(阿古委員)

協議会において、事前に調査票に対する意見を求める必要があるのか、ないのかをお聞きしたい。非常にタイトな日程の中、専門部会の方で色々と検討していただいている。

その中、専門部会の方で検討された案を変えるつもりがないというのであれば、それはそれで良いと思うが、協議会の方でさらに意見が出た場合、その辺りの考え方はどうなっているか。

(梶田くらし創造部長)

協議会と部会との関係においては、部会に委ねていただいているので、これは報告ということになる。ただ、部会に一任していることであっても、協議会で議論を行うべきこともあり、率直な意見があれば、それは我々人権施策課としても受け止め、寺澤会長とも相談することになる。

(渋谷委員)

部会の方々にはご尽力いただいていることに敬意を表し、順調に調査が進むことを祈っている。

その上で申し上げるが、設問項目が前回とどのように変わったのか、こういう理由があったから、このように変えたのだという経緯を説明いただければ、部会の方もそのように考えさせて下さったのだということで、了承をすることができる。口頭だけの変更の説明で、後は部会に任せとくれということでは、少しやり方に違和感があるようには思う。

(寺澤会長)

私も専門部会の方に加えさせていただいているが、経年比較を見るということは大きなファクターの一つである。ただ、それが全てではない訳である。前回の調査をそのままスライドさせれば、この点については瑕疵がないことになるが、与えられたスペースの調査の中で、新たな人権課題や状況についても意識調査を行いたい意図がある。

そして重要なことは、この調査結果から私たちが何を掴み取るかだと思う。そこで得たものを新たな人権課題や人権施策に取り込むといったことが大事だと思われる。野口部会長を含めて、課題を持ち帰ってまで、かなり熱心にまとめ上げていただいた経緯がある。ただ、渋谷委員からいただいた意見についても、資料としてまとめていなかったことは、反省する必要があると思われる。

(梶田くらし創造部長)

経年変化については、今会長がおっしゃられたことと、私の認識は全く同じである。専門部会の方々に、経年変化を迫るように、現時点の情勢を踏まえて、今年度行うアンケートの項目や文言を考えて下さいと、協議会が部会に委任をした作業だと、私は理解をしている。

その中で、協議会の方々にも事前に意見を求め、それぞれの項目あるいは質問の文言に対する意見はいただかなかった。ただ、それに近いところで渋谷委員からは意見をいただいたという理解でいる。

さらに、事前に送付を行った調査票について、村上委員から訂正作業をしていただき、大変申し訳なく思う。お詫びをいたしたい。

そして、先ほど阿古委員に意見が出た場合はどうなるのかと尋ねられた。当然、意見を言えないですということは申し上げられない。委員の皆様からの意見を基に、部会を開催し再度審議を

するのか、持ち回りで審議をするのかは事務局の運営によると考える。

(須藤委員)

回答の回収率はどうお考えか。せっかくこのような良い調査を行った結果に対して、回収率が低ければ、あまり意味がないと思われる。前回の9年前は45.9%という回収率であるが、今回はできるだけ100%に近い方が良いのだが、そのために前回とは違った回収の方法を考えられておられるか。教えていただきたい。

事務局(矢富人権施策課長)

回収率の目標については、50%を考えている。他の近畿圏内の同様の調査の回答率を見ると、大体40~45%で推移をしているため、50%に設定をいたした。方法としては、発送と督促と言うか、回答が届かない分については、再度お願いの文書を発送して、回収率を高めていきたいと考えている。

他、例えば調査対象者の中で、障害者の方がおられるようなことがあれば、連絡があった場合は、こちらの方から直接お伺いをして、説明をして回収のご協力をいただくということも考えている。

(寺澤会長)

以上でよろしいか。色々と反省点はあったが、各委員からいただいたご意見等については、今後の人権施策にいかしていただきたいと思う。

事務局(矢富人権施策課長)

しっかり反省を行って、ミスがないように努めていく。

◎閉会挨拶(梶田くらし創造部長)

こちら側の運営の不手際があり、ご迷惑をお掛けしたことは深く反省している。

そして今後については、今ご意見をいただいたように、県の予算を使って、アンケートを行うので、できるだけ回収率を上げられるように、地道な活動にはなるが、頑張りたいと思う。

そして来年度の基本計画の関係で、千原委員からはいじめの問題についてご意見をいただいた。いじめについては、どちらかと言うと、教育委員会や教育長の関係になるかと思っているが、知事部局の方でも何とかならないかという意見については、検討をしてみたいと思う。青少年の対策としては、例えば引きこもりの若者に対する居場所作りであるとか、具体的な施策を進めている。こちら難しい内容ではあるが、スクールカウンセラーや市町村との連携を取りながら、一つひとつ丁寧に進めていく。そのようなことも来年度の基本計画にどのように反映させていくか、しっかり考えていきたい。

いただいたご意見を、今後の取組に活かしてみたいと思う。

以上